

妊娠・出産・子育て包括支援連携会議設置運営要領

(設置)

第1条 少子化の進行や核家族化、近隣関係の希薄化により家庭・地域における子育て機能が低下するなど、子育て中の親子を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て家庭の健やかな生活を支援するため、母子保健及び子育て支援の関係部署が緊密な連携のもと事業を推進することを目的として、妊娠・出産・子育て包括支援連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連携会議は、次に掲げる部署の所属長若しくはこれに代わる者により構成する。

(1) 別表1に規定する関係部署

なお、保健福祉センターこども家庭課及び健康課は、各々、6区を代表する者とする

(2) その他議題に必要な関係団体等

(内容)

第3条 連携会議は、次に掲げる事項について協議、意見交換を行う。

(1) 母子保健事業及び子育て支援事業等に係る関係部署の情報共有

(2) 母子保健事業及び子育て支援事業等に必要な関係部署の連携強化に関すること

(3) その他必要と認められる事項

(会議)

第4条 こども未来部、健康福祉部交替で会議の座長となり、(毎年)会議を主宰する。

2 座長が認めたときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(事務局)

第5条 連携会議の事務局は、座長の所属する部（課）に置く。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、連携会議の運営に必要な事項は、会議の合議をもって別に定める。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

保健福祉総務課（担当課長）
健康支援課
こども企画課
こども家庭支援課
幼保支援課
幼保運営課
保健福祉センターこども家庭課
保健福祉センター健康課